

令和元年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

1 環境・ごみ

- (1) ごみの重量で 1/3 は生ごみ。自宅でコンポストを使って処理すれば 1/3 は減るので、補助金を出して普及させてはどうか。 (6/29 西谷地区センター)

<回答>

横浜市には、電気式生ごみ処理機やコンポストの購入助成制度がありましたが、平成 27 年度末をもちまして終了しました。

現在は、生ごみを堆肥化する「土壌混合法」を推奨しており、プランター等の器材を使った方法を推進しています。

また、地域で活動するグループや団体に生ごみを堆肥化する大型の器材を貸し出し、生ごみを堆肥化した土で花や野菜を育てる取組を推進しています。

引き続き、生ごみの減量化にご協力をお願いいたします。

資源循環局 3 R 推進課 (電話 : 045-671-3593 FAX : 045-550-3510)

- (2) ごみを減らす方法を具体的に考えるべき。例えば、ペットボトルを有料化にするとかデポジット化 (保証金制) にすることにより、ごみの減量、散乱防止につながる。

(6/29 西谷地区センター)

<回答>

横浜市では、市民の皆様からごみ分別などへの多大なご協力をいただいております。着実にごみ量が減少しています。このため、横浜市では、現在、ペットボトルを有料で回収するという予定はありません。また、デポジット制についても、横浜市が主体となるものではなく、販売事業者の判断によることから、その動向を注視してまいります。

なお、資源循環局の運営方針では、令和元年度の重点施策として、プラスチック対策の推進と食品ロスの削減を掲げています。詳しくはホームページをご覧ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/shigen/unei/r01unei.html>)

資源循環局政策調整課 (電話 : 045-671-4565 FAX : 045-641-1807)

- (3) 家庭ごみと事業系ごみの分別ルールが異なるようだがなぜか、統一しないのか?ごみ収集の有料化と戸別収集を実施して欲しい。 (6/22 区役所 301・302 会議室)

<回答>

■家庭系ごみと事業系ごみで分別ルールが異なることについて

廃棄物処理法では、事業者活動から発生する廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれ、事業者の責任により別々に処理しなければならないと定めております。

一方、家庭から排出される廃棄物は、市町村が地域の実情に応じて分別ルールを定めて処理しております。そのため、家庭系ごみと事業系ごみで分別ルールが異なっております。

資源循環局業務課 (電話 : 045-671-3819 FAX : 045-662-1225)

一般廃棄物対策課（電話：045-671-3818 FAX：045-663-0125）

産業廃棄物対策課（電話：045-671-2513 FAX：045-651-6805）

■家庭ごみ有料化について

家庭ごみ有料化の検討は、ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）でも具体的取組として挙げており、本市におけるごみの分別状況や減量推移、また他都市の実施状況・実施による効果などを踏まえ、検討してまいります。

資源循環局政策調整課（電話：045-671-4565 FAX：045-641-1807）

■戸別収集について

戸別収集については、ごみの出し方の責任を明確化することで、ごみへの関心を高め、分別の徹底やごみの減量を進められるなどの効果がありますが、収集に係る費用や人員機材が現在と比べて大幅に増大してしまうことが課題となります。

本市では、市民の皆様によるごみの分別の徹底や発生抑制の取組により、既に大幅なごみの削減と資源の削減が図られてきているため、集積場所での収集を行っています。

今後の収集方式については、ごみ量の推移等を踏まえつつ、また、財源確保及び人員機材確保の方法等を含め中長期的な課題として検討していきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

資源循環局業務課（電話：045-671-3819 FAX：045-662-1225）

（4）プラスチックごみについて、汚れと再生処理の関係を示して欲しい。（再処理可能限界の明示）
（6/29 西谷地区センター）

<回答>

プラスチック製容器包装については、汚れがひどい場合や異物が混入していると、適正なりサイクルに支障を及ぼす可能性があるため、横浜市では、中身を使い切って軽くゆすぐか、汚れをふき取っていただくよう、ご案内をしております。

軽微な汚れが付着しているものにつきましてはリサイクルは可能ですが、食物残さが残っていて、カビがはえてしまった場合には、プラスチックの商品などにリサイクルする「マテリアルリサイクル」が出来ず、選別の過程の中で取り除かれることとなります。

また、資源物をご家庭から排出されたのち、不適品を取り除く中間処理などの過程を経てリサイクルされていきますので、それまでに約一か月程度の期間が経過いたします。

食物残さが付着していると、においや虫の発生のもととなり、選別作業などに従事する者の作業環境の悪化にも繋がります。

ごみの分別・リサイクルは、手間のかかることではありますが、次世代に良好な都市環境を引き継ぐために必要なことと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

資源循環局業務課（電話：045-671-3819 FAX：045-662-1225）

2 防災

（1）防災拠点の常盤台小には貯水槽がないので、近くの公園の給水栓まで取りに行かなければな

らない。水が一番心配で陸の孤島になりかねない。防災拠点に貯水槽、給水栓を作って欲しい。

(6/22 区役所 301・302 会議室)

<回答>

横浜市では災害時の応急給水にあたり、市内 22 か所の配水池と、134 か所（区内 7 か所）の災害用地下給水タンクにより、おおむね半径 1 キロ圏内で飲料水が確保できるよう整備しています。このほか、より身近な場所で給水が受けられるよう、発災後 4 日目以降に開栓される緊急給水栓が 358 か所（区内 21 か所）に設置されています。

災害用地下給水タンクや受水槽の設置がない地域防災拠点（常盤台小を含む区内 5 か所）には、配水管から屋外水飲み場までを耐震化し応急給水が可能となる耐震給水栓を 2023 年度までに設置完了予定です。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

- (2) 5月に避難勧告の5段階の警戒レベルが示された。同じく5月に高潮浸水想定区域も出た。和田1丁目、帷子川側沿いはほとんどが高潮想定区域となっている。先日の老人会で、大雨で帷子川があふれそうになったら、どこへ避難したらよいか質問された。町内会館は帷子川沿いの新道の下なので、先日の雨では玄関口まで水が来た。勧告が出たら防災拠点で区職員により開設されるが、レベル3だと開設されない。避難できるよう避難場所の対応を町会がするのか、行政が何をするのか知りたい。

(6/22 区役所 301・302 会議室)

<回答>

自治体や気象庁等から発表される防災情報に対し、住民がとるべき行動を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを明記した防災情報の提供が本年6月から始まっています。

気象庁から発表される気象警報等は、あくまで自治体が避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等を発令する目安とされており、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）であっても自治体が必要と判断した場合は避難所を開設します。

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告等の発令については、気象状況、河川水位の上昇及び潮位等の様々な状況を考慮して行っており、避難所開設等の対応については区役所にて行います。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

- (3) 我々の住む町には防災無線が無いのか。無ければなぜ無いのか。いざとなったときに、安全に避難するのもままならないときに情報をいち早く知るためにあった方がよいのでは。ITが普及しているもののそれも使えないときに、皆をどう安全に避難誘導させるのか。

(6/22 区役所 301・302 会議室)

<回答>

本市では防災行政用として、防災スピーカーを沿岸部、及び一部河川の周辺に設置しています。今後、災害に関する緊急情報を、より速やかに、より多くの方に同時にお伝えするために、令和元年度から令和3年度にかけて、防災スピーカーの増設を進めているところであり、緊急

時に必要な場合は、避難勧告、避難指示など市からの緊急情報も放送される予定です。

ただし防災スピーカーのみで市内全域を網羅することは難しいため、緊急時連絡情報システム（事前登録制）による電子メールや、公用車による直接広報など、多様な手段での情報提供を進めています。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

- (4) 30年程前に天王町駅を中心に大きな水害が発生した。帷子川は二級河川として対策強化が図られたが、今井川は同じ二級河川ではあるが30年以上前の護岸工事から対策が進んでなく危険な状況になっている。毎年天王町の合流地点を中心に災害対策強化が図られてはいるが、今井川は保土ヶ谷土木事務所が定期的に巡回管理をしているが、区からは予算がなく具体的な対策はないとの話である。近年西日本や関東北部では想定を超える規模の大水害が発生している。護岸にクラック箇所が散見され、弱くなったところから水害が起これば、西久保町・岩間町周辺は大半の世帯への水害が想定される。今井川上流・中流域の対策は十分認識している。費用の問題で対策が今すぐ実施できないのであれば、河川の現在の実情と今後の補修・改修計画を至急立案し公開開示して頂きたい。（6/15 イコットハウス）

<回答>

現在、今井川では、大雨などによる増水時に洪水を安全に流せるよう、神奈川県より公表されている、帷子川水系河川整備計画に基づき、保土ヶ谷橋付近及び元町橋から上流区間について、1時間あたり50mmの降雨に対応する河川改修を進めています。

また、護岸については、平成26年度より河川保全計画に基づき、補修を実施し、平成28年度に完了しています。現在は、年に1度、出水期前に河川点検を実施し、護岸構造へ影響を与える損傷が無いことを確認しています。今後も引き続き、河川点検を実施し、護岸構造へ影響を与える損傷を発見した場合は、補修等を実施していきます。

道路局河川事業課（電話：045-671-2869 FAX：045-550-3490）

道路局河川企画課（電話：045-671-2857 FAX：045-651-0715）

3 私有地

- (1) 仏向西●番地●号、住宅と山に囲まれた階段に、手すりの設置をお願いしたい。

(6/11 坂本小学校)

<回答>

ご要望の土地は私道のため、手すりの設置は所有者等が行うこととなります。行政の助成制度にも適用できるものがないため、ご理解のほどお願いいたします。

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

- (2) 上菅田町●-●付近の道路上にあるマンホールがいたんでいるため土木事務所に要望を提出したところ、「私道」であるため土木では手がつけられないとのこと。この道路はセットバックしてようやく車が通行できるようになった。セットバックを行い協力しているのに車が通ること

でマンホールのフタがこわれても私道扱いで直してもらえないのでは大変困る。セットバックしたため車が多く通行し道路がいたみこわれてしまったのなら、公道と同様に補修をすみやかに行って欲しい。
(6/29 西谷地区センター)

<回答>

ご要望の箇所については周囲の舗装が劣化している状況であることを土木事務所が確認しています。ご指摘のマンホールは宅内の排水を公共下水道につなぐ接続柵で所有者の方に管理していただく柵となります。

また、当該道路は「私道」でありセットバック部分の舗装および維持・管理については所有者の方にご対応していただくこととなります。

なお、当該道路は「横浜市狭あい道路等整備促進条例」に基づく整備促進路線に位置づけられており、セットバック部分の整備に要する費用の一部を助成する制度が適用できる場合もありますので、建築局建築防災課までお問い合わせください。

建築局建築防災課（電話：045-671-4544 FAX：045-663-3255）

4 道路

(1) 坂本小に行く途中の横断歩道、カーブで見通しが悪く過去に事故多発している。環2方面からの車は下りになる。スピードが出ないように路面に凹凸をつけたらいかか。

(6/11 坂本小学校)

<回答>

ご要望箇所は、過去に事故が多数発生しており、土木事務所としても安全対策（路面のカラー化、スクールゾーンやカーブ予告等の路面標示、視線誘導施設、歩行者注意喚起看板）を実施してきた箇所となります。

ご要望の路面の凹凸（路面を10cm盛り上げるハンプ等）の設置についてですが、当該地はカーブとなっており、凹凸によりバイクが転倒する恐れがあることや、大型車の通行にともなう振動や騒音が懸念されることから、本市ではこれまで住宅地の中のカーブでの設置実績はありません。

この様なことから路面凹凸の設置は、課題が多いと考えています。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(2) 横断歩道付近に電柱があることで、子ども達は道路側にはみ出して通行する場合も多く、これが車と接触する原因となる。事故にならないまでも接触事例あり、当該電柱の撤去または安全な場所への移動をお願いする。
(6/11 坂本小学校)

<回答>

ご要望の電柱移設については、NTT 東日本が所管となります。ご要望の趣旨を、個人情報を除いて、NTT 東日本（神奈川支店）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

（3）西谷駅前歩道橋について

- ①16号線を渡ろうとすると、西谷駅前の歩道橋を渡るしかない。高齢者には歩道橋の上り下りはつらいので横断歩道にして欲しい。
- ②西谷駅前の歩道橋を早急に横断歩道に替える必要がある。信号がない所を歩いて渡っている人も見受けられ事故が心配だ。近くの信号の移設も含めて考えて欲しい。
- ③西谷駅前の歩道橋はとても不便だ。階段はくずれている場所もあり手すりもボロボロ。毎日大勢の方が利用している。新しくする事と横断歩道を設置。歩道橋の両端にエレベーターをつけることも出来るのでは、歩行困難者への配慮がかけている。整備して欲しい。
- ④西谷駅前に横断歩道の設置を大至急実現して欲しい。

（6/29 西谷地区センター）

<回答>

保土ヶ谷警察署及び道路管理者である横浜国道事務所から以下の回答をいただいています。

道路と立体交差する横断歩道橋は、平面交差する横断歩道と違い交通事故防止上より高い交通安全施設であります。しかしながら、要望内容のとおり、高齢化社会の中で、不便性も認められ、現在の横断歩道橋が足腰の不自由な方等のためのエレベーター設置等の改良が可能かどうかは道路管理者において検討することとなります。

なお、当該横断歩道橋の前後約150mの間に、信号機付きの横断歩道が、梅の木方向の西谷駅東側と旭区方向の興和台団地入口交差点に設置されており、利用者が多くおりますので、直近の横断歩道との距離や交通量等から横断歩道橋の下への横断歩道の設置や信号機の移設は困難であります。

また、横断歩道のない場所での横断は、大変危険であり、大人のルール無視を子供が見ていますので、是非とも、地元の方々には、将来のある子供の見本となる行動をお願いして下さい。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

ご要望のありました、歩道橋の両側にエレベーターをつける事につきましては、現状の国道用地内での設置は困難であり、エレベーターを設置する際には新たに用地を買収する必要があります。

国土交通省横浜国道事務所交通対策課（電話：045-316-3541 FAX：045-316-3556）

- （4）常盤台では危険なバス停に指定された箇所が2ヶ所ある。釜台第一バス停と西釜台バス停だが、いずれも横断歩道にバスが停車し乗降する。注意書きを掲示しているがあまり守っている人はいない。特に西釜台は坂とカーブで見通しがあまり良くない。早期の対処をお願いしたい。

（6/22 区役所 301・302 会議室）

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

要望にあります釜台住宅第一バス停は、横断歩道上にバスが停車することはありませんので、現在のところ危険バス停としては、指定されておられません。

西釜台（上下線）バス停については、道路の拡張・停留所の移設・統合が困難なことから、危険となっている横断歩道を同交差点北側約 18 メートルに移設する予定であります。

なお、要望にはありませんでしたが、釜台住宅第二バス停にあっても、バス停の移設先（保土ヶ谷中央病院敷地内）をバス事業者と病院の間で協議し、先行して横浜駅西口方面行きの停留所を病院敷地内に移設予定であります。

本件については、常盤台小学校スクールゾーン協議会（6/28）の席上で参加者の方々に説明を行うとともに、関係自治会長に連絡（8/15）し、周知しているところであります。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

5 交通

- (1) 坂本小へ通学する児童の安全を確保するため朝の通学・通勤時間を中心に星ヶ丘自治会内のメイン道路への環2や水道道からの侵入を制限できないか。朝の通学時間は上下の交通量が非常に多く制限速度 30Km にもかかわらず 40~50Km で走行している車が多い。横断歩道に人が待っていても止まらない車が多いので大変危険だ。交通規制のお願いをしたい。（特定時間内の侵入制限）
(6/11 坂本小学校)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

本件については、坂本小学校スクールゾーン協議会（6/26）の席上でも要望がありましたが、この道路は仏向西エリアの居住者の方々の生活道路でもあるため、同エリアのう回路の設定が困難であり、時間規制を行うことは同エリアの理解を得ることが難しいと考えております。

また、速度規制につきましても警察官の姿を見れば速度を落とすとのお話もありましたので、白バイによる取締りや定期的なパトロール活動の実施のほか、可搬式自動取締装置（移動オービス）での取締りを検討してまいります。

今後、地元の方々の意見や現場の状況を確認の上、速度抑制対策等何らかの導入が可能かどうかについて関係機関と検討してまいりたいと考えております。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

- (2) 一方通行路の侵入車両を防いで欲しい。（水道道、東川島町 10-3）
(6/29 西谷地区センター)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

当該道路は、幅員 4 メートルで、すれ違い困難な狭い道路であるため、現地調査時、逆走する違反車両はありませんでしたが、今回の提言・要望を踏まえ、定期的なパトロール活動を行い、違反車両があれば交通取締りを行ってまいります。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

(3) 自転車の走行について

①水道道に沿って和田町商店街に行く所の歩道が非常に狭く、自転車がバンバン通り抜けて、それも逆走で危ないと思うことが多々あるのでさらなる啓発活動をして欲しい。

②自転車は軽車両なので安全教育をしっかりと行って欲しい。歩道を歩いていると、前から後ろからも通行してくるのでとても危険だ。

(6/11 坂本小学校)、(6/22 区役所 301・302 会議室)

<回答>

保土ヶ谷区では、保土ヶ谷警察署及び保土ヶ谷交通安全協会と連携し、5月に自転車の安全運転やマナーの向上を呼びかける自転車マナーアップキャンペーンの実施や、区内小学生を対象に自転車の特性や安全な道路の通行方法について学ぶ「はまっ子交通安全教室」を行っています。

また、区民まつり等様々なイベントにおいて自転車の通行方法を解説した「サイクルルールブック」や自転車の基本的なルールを掲載したチラシを配布し、啓発を図っております。

その他、広く区民の皆様に向けて、「広報よこはま」を通じて定期的に、自転車の正しい乗り方やマナーについて周知啓発しています。

保土ヶ谷区地域振興課 (電話：045-334-6303 FAX：045-332-7409)

(4) 蔵王神社前、上星川駅に行く途中の歩行者用信号が短く高齢者が渡りきれない。少し長くするかスクランブルに出来ないか。 (6/11 坂本小学校)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

現場の状況を確認したところ、同交差点の道路幅員は6mで、歩行者用信号の青信号時間が約12秒と長く設定されており、歩行者が渡り切れない秒時ではありませんでした。

しかしながら、歩行者用青信号の途中で横断を開始しますと、高齢歩行者の方々の中には横断途中で信号が点滅し始める状況が見られましたので、高齢歩行者の方には歩行者用青信号の途中で無理な横断をせず、時間にゆとりを持って、次の青信号で渡り始めるようにお願いします。

保土ヶ谷警察署交通課 (電話：045-335-0110 (代) FAX：045-332-0110)

(5) せせらぎの道について

①せせらぎの道の横断歩道(2ヶ所)は、10数年前からスクールゾーン対策協議会でも毎年問題になっている場所だが、この問題が、自分の息子の頃から孫まで続いていることは残念なことだ。信号をつけるか横断歩道を1ヶ所にして欲しい。

②せせらぎの道の道路の一番危険なカーブの所に横断歩道が2ヶ所ある。横断歩道を移設し1ヶ所にして欲しい。 (6/11 坂本小学校)

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいています。

当該横断歩道が、カーブ地点に設置された経緯については、明らかではありませんが、通学児童の安全対策として複数設置されたのではないかと推測され、現在、道路管理者による横断歩道前後にカラー舗装が施されるなど、危険個所として安全対策が講じられております。

また、坂本小学校スクールゾーン協議会（6/26）の席上でも、当該横断歩道に信号機の設置要望もありましたが、信号機設置が困難な状況から、児童の安全確保のため、地域の方々の意見を聞きながら当該横断歩道を廃止し、安全な場所に移設が可能かどうかを検討していきたいと考えておりますので、お手数ですが、第二町内会の代表の方から保土ヶ谷警察署交通課総務係（335-0110）まで、御連絡下さい。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（6） 仏向西地区から坂本小学校に通う小学生の通学路が、朝の登校時の交通量が非常に多く、スピードを上げている車も多い。通学時、民生委員や見守りの方が、子ども達の安全確保のための誘導をしているがスピードを下げない車もあり、誘導員にとっても子供にとっても危険だ。安全対策として信号機を設置して欲しい。（仏向西 31 の横断歩道）

（6/11 坂本小学校）

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいております。

現場の状況を確認しましたが、信号機の設置につきましては、信号柱の設置場所がなく、歩行者の滞留場所もないことから、現時点では信号機の設置は困難と判断しておりますが、地元の方々の御意見を聞きながら速度抑制対策等何等かの安全対策が講じられるか関係機関と検討を行っていきたくて考えておりますので、お手数ですが、仏向西・星の丘ビューシティ自治会の方から保土ヶ谷警察署交通課交通総務係（335-0110）まで、御連絡下さい。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（7） ハングリータイガーとクリエイトの間の横断は、カーブの為見通しが悪くスピードも出ていて大変危険だ。信号機を設置して欲しい。（6/11 坂本小学校）

<回答>

保土ヶ谷警察署から以下の回答をいただいております。

現場の状況を確認しましたが、信号機の設置につきましては、信号柱の設置場所がないことから、現時点では信号機の設置は困難であると判断しております。

また、要望があった横断歩道付近は道路管理者によるカラー舗装が施されており、危険個所としての安全対策が講じられておりますが、同交差点の横断歩道及び予告標示が薄くなっていたので、塗装補修をすることとしております。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

（8） 16号線の裏道（ロイヤルホストの裏）だが、一方通行を逆走する車が多く困っている。駐車場に入る為逆走する車も多く取締りをお願いしたい。

（6/22 区役所 301・302 会議室）

<回答>

保土ケ谷警察署から以下の回答をいただいています。

現場の状況を確認しましたが、調査中は逆走車両はありませんでしたが、交差点直近に駐車場の出入り口があり、当該駐車場へ進入する車両があるものと思われますので、管理会社に対し、逆走進入する車両に対する注意喚起等の看板設置を指導するとともに、そのうちの一箇所の駐車場出口にある逆走を防止するための矢印が薄れていましたので、駐車場の管理会社にペイントの補修を依頼しました。

また、今回の提言・要望を踏まえ、適宜、パトロール活動を行い、違反車両があれば指導取締りを行ってまいります。

保土ケ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

- (9) 毎朝桜台小学校西門周辺5ヶ所で見守りを行っているが、数年前に比べ警察や交通安全協会の巡回指導が少なくなっている。周辺はスクールゾーンで、指定時間通行制限であるが、無視し通行している車両が多く危険である。学園通りについても通行制限を守らない車両が多い。重点的に警察や安全協会の抑止対策をお願いしたい。 (6/15 イコットハウス)

<回答>

保土ケ谷警察署から以下の回答をいただいています。

今回の提言・要望を踏まえ、現場の状況を確認の上で交通指導取締りを推進してまいります。

保土ケ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

- (10) 国道一号線岩崎ガードへは「7時～9時」進入禁止となっている。ここは岩崎小学校スクールゾーンで、平日の規制は理解できるが学校の休日である土日も規制されている。国道から保土ケ谷駅西口に行くには非常に不便で、保土ケ谷町の踏切を渡らなければならない。この開かずの踏切を高架か地下道にすることができないのであれば、せめて「土・日」の規制を解除して欲しい。 (6/21 イコットハウス)

<回答>

保土ケ谷警察署から以下の回答をいただいています。

土・日曜日の規制の解除につきましては、その是非について地元の連合町内会で話し合ってもらえることとなっております。

今後、その会議結果を踏まえ、現場の状況を確認の上、検討してまいります。

保土ケ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

6 高齢者・子育て

(1) ベンチの設置について

①高齢者が、買い物や散歩などで外出することは、健康な老後を過ごすために欠かせない。一方高齢者は若い者に比べ、長時間休まず歩くのは辛く適宜休憩する場所が欲しい。300m 間隔程度で歩道や空地等の条件が整う場所、バス停、横断歩道近くに休憩用のベンチを設置して欲しい。

②公園、子どもの遊び場、駅周辺に時計、ベンチが欲しい。乳児連れのお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんなど、町の中に休憩がとれる所があると助かる。小学校にあがったばかりのお子さんが一人で遊びに出かけるとき、公園や街角に時計があるとありがたい。

(6/11 坂本小学校)

<回答>

本市では横浜市福祉のまちづくり条例を定め、ハード面については、ご高齢の方や障害のある方など全ての方が安全かつ円滑に移動できる歩行空間の整備を進めています。

同条例施行規則の整備基準では、歩道において「必要に応じ、高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けなければならない」としており、ご高齢の方や障害のある方などが買い物や散歩の際に適宜休憩できる場所を設けることが重要であると考えています。

この基準は、全ての歩道に適用されるものではありませんが、前述の考えに基づき、いただいたご意見につきましては関係部局にお伝えし、望ましい整備が実現するよう働きかけます。

引き続きご高齢の方や障害のある方を含む、様々な立場の方が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してまいります。

また、今回のご提案の内容については、公開空地の活用や、保土ヶ谷区地域運営補助金（※）などを活用して地域でベンチを設置することについても、あわせてご検討いただきますようお願いいたします。

※保土ヶ谷区地域運営補助金とは…身近な地域の一定範囲において、新たに地域課題解決に向けて、自治会町内会（地区連合町内会を含む）と地域の様々な団体が連携・協働して行う主体的・継続的な取組を支援します。補助対象経費の10分の9を上限とし、1申請団体あたり20万円を限度としています。

■福祉のまちづくり条例について

健康福祉局福祉保健課（電話：045-671-2387 FAX：045-664-3622）

■保土ヶ谷区地域運営補助金について

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6380 FAX：045-333-7945）

公園にベンチや時計を設置する件について回答します。

時計につきましては、地域からの要望があり、時計を持っていない小学生の利用者が多い等、設置効果が高いと思われる公園から順次、設置しています。

また、ベンチにつきましては、既存ベンチの配置位置や防犯、および公園利用者の安全に支障がないかといった安全面・管理面での観点から検討します。

身近な公園における具体的な設置要望については、ベンチを設置すると夜にたまり場になる等デメリットもあるため、自治会・町内会等で設置の可否や、場所等をお話いただき、地域として土木事務所に要望をいただければ、設置を検討いたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

7 保土ヶ谷駅周辺の開発

(1) 保土ヶ谷駅東口旧県税事務所跡地に「地域ケアプラザ」ができるのであれば、行政センターを設置して欲しい。区役所まではアクセスが悪く、バスなど交通機関を乗り継がなければなら

ない。

(6/21 イコットハウス)

<回答>

区役所から離れた場所にお住いの市民の皆様には、ご不便をおかけしております。

ご負担を少しでも軽減するために、次のような取組みを実施し、行政サービスの利便性の向上に努めています。

住民票の写しなど各種証明書の発行事務を取り扱う行政サービスコーナーについて、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、市内のターミナル駅等に配置しています。保土ヶ谷駅付近からアクセスしやすいところでは、東戸塚駅及び横浜駅に行政サービスコーナーがありますので、こちらをご利用いただくこともご検討ください。また、郵送や代理人の方による手続きが可能なものもあります。

マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアで各種証明書が取得できる「コンビニ交付サービス」については、市内約1,400店舗のほか、全国約55,000店舗でご利用いただけます。郵送請求事務センターにおいては、郵送による住民票の写しなどのご請求も承っております。

このような取組みに加え、行政サービスコーナーにおける証明発行数が減少傾向にあることを踏まえ、現在のところご要望いただいた「行政センター」に類するものとしての区役所出張所の設置や行政サービスコーナーを増設する検討はしていません。

引き続き、市民の皆様にとってご利用いただきやすい行政サービスに努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

市民局区連絡調整課（電話：045-671-2728 FAX：045-664-5295）

- (2) 県税事務所跡地に「地域ケアプラザ」が建設予定だが、この際総合的開発として、東口バスロータリーに一般車進入のゾーンを設け、屋根（アーケード）を付け「地域ケアプラザ」までバリアフリーにして利便性を確保すべきである。 (6/21 イコットハウス)

<回答>

保土ヶ谷駅周辺については、昨年度策定された保土ヶ谷区バリアフリー基本構想に基づき、保土ヶ谷駅東口駅前広場内のレイアウトの見直しを検討しますが、広場内は、多くのバスやタクシーの乗降スペースが必要なため、一般車のスペースを確保することは困難と考えられます。

道路局施設課（電話：045-671-2731 FAX：045-651-5443）

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

旧保土ヶ谷県税事務所跡地に整備する地域ケアプラザにおいては、一般車の利用できる駐車スペースを確保し、バリアフリーで施設にアクセスできるような計画とします。

都市整備局企画課（電話：045-671-2022 FAX：045-664-4539）

- (3) 県税事務所跡地付近の公衆トイレは古いので、周辺地域も含めて設置を考えて欲しい。

(6/21 イコットハウス)

<回答>

県税事務所跡地付近にございます保土ヶ谷駅前公衆トイレにつきましては、築40年程度が経過し、老朽化が進んでいると認識しています。公衆トイレの改修等は優先順位を定め、実施しているところです。現時点での改修時期は未定ですが、今回のご意見を踏まえ、今後の整備の計画の検討に活かしてまいります。

今後とも清潔で快適なトイレ環境を目指して、維持管理業務に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

資源循環局街の美化推進課（電話：045-671-2555 FAX：045-663-8199）

(4) 宿場としてのテーマ施設を建設して欲しい。保土ヶ谷の魅力は宿場である、保土ヶ谷駅周辺の活性化には歴史とまちづくりが肝要、「保土ヶ谷宿交流館」的な施設を造り、その交流館は広い視野に立ち、道の駅的な地産名産のマルシェ、テーマパーク等を併設した地域の人、旅人等誰でも集まれる施設にして欲しい。
(6/21 イコットハウス)

<回答>

ご要望の宿場としてのテーマ施設の実現のためには、事業主体や事業手法の検討、場所の確保など様々な課題があり、引き続き検討していきます。

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6228 FAX：045-333-7945）